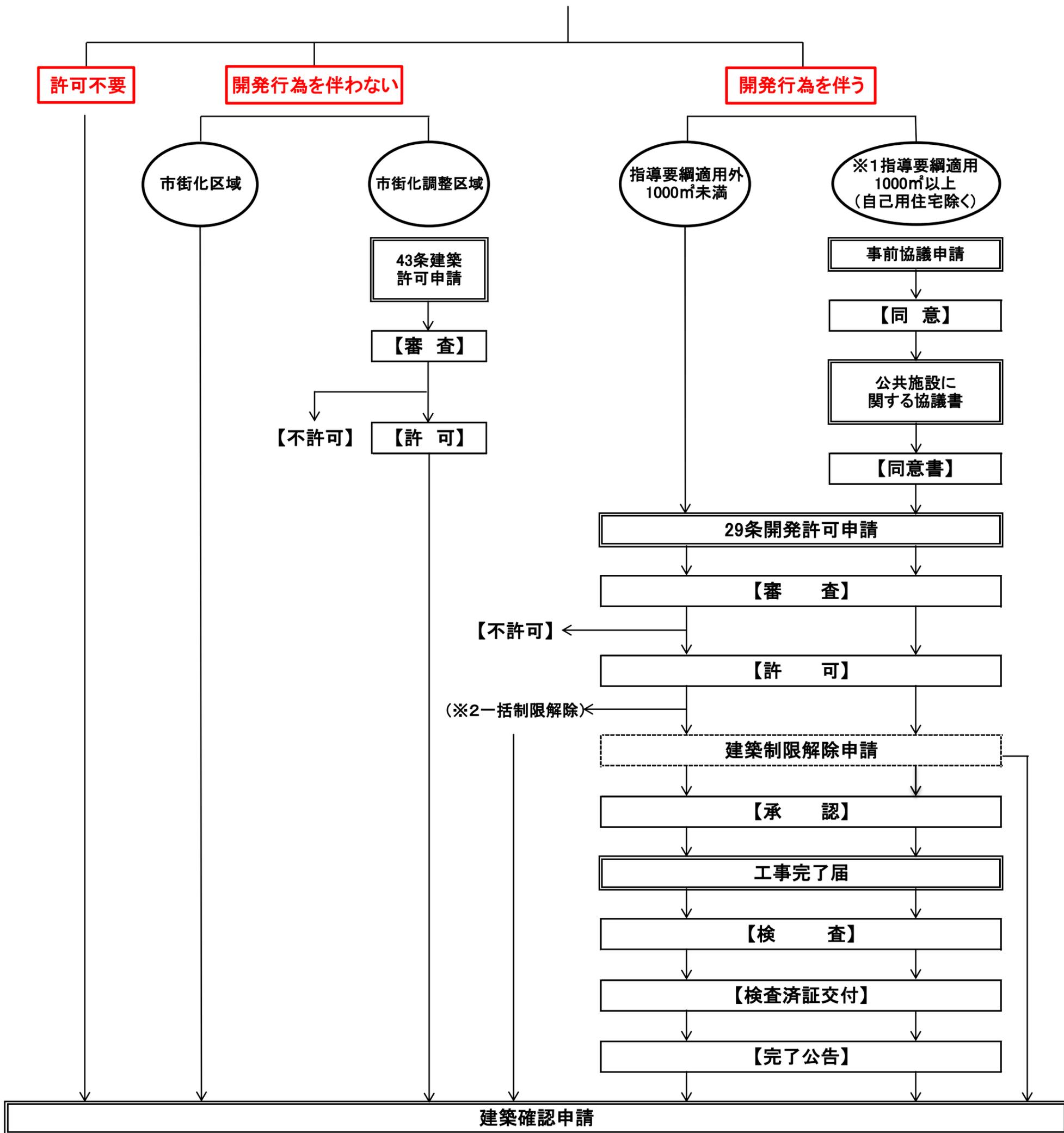


都市計画法開発許可申請等フロー

事前相談・確認



注: は申請人による手続き。

※1: 指導要綱のフローについては別紙参照。

※2: 市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする小規模開発行為(質のみの変更の場合に限る)については、許可と一括で法第37条ただし書による建築制限解除をしたものとみなす(個別の申請を要しない)。